義家朝臣鎧着用次第

義貞朝臣記云鎧可著次第事

一番　浴衣

二番　小袖

三番　大口　精好

四番　髪乱　縁塗

五番　鉢巻　白布　八尺五寸

六番　弓懸

七番　鎧直垂

八番　脛巾（ハバキ）

九番　括

十番　臑当

十一番　頬貫

十二番　脇立

十三番　手（テ）蓋（カイ）

十四番　鎧

十五番　刀

十六番　太刀

十七番　征矢

十八番　弓

是ハ八幡太郎義家の被着ける次第也と云云

貞丈按一條兼良公の鴉鷺物語に
樂人豊原統秋の秘書體源抄に載る
所の義家朝臣從者用次第書は
義貞朝臣の記に載しと違ふ所なし
識に古傳信ずべき者也故に私に繪圖
を作りて此書に載置也然れとも画工
に誤らされは其のさまあやまちある事もや
有らん我子孫は心して見るへし

一番浴衣（ユグ）

躰源抄 并 稽鷺物語丹手つかひあり同し事也

湯こはをきまする所をしまきかとはそつるひて前ほろを横ますしとゝもは高くこそりあけて両手まて二ところなでさされし

おせえくるくとまきてなり
かくすまをゆることもつきてあかし

二番小袖 生袷 絲貫
躰深抄ニ絲貫黄色とあり
三番大口 精好
貞彦云半大口ハ後腰ヲアテ紐ヲ前ニテ結抔前コレ当後ヘ廻シ前ニテ二重マワシテ引シメ結ヒノバシヲハサムヘ是ハ伊勢氏傳之

四番 乱髪 縁塗
貞彦云縁塗或ハ引立烏帽子
是ハ紙ノ精好ニテ縫膠ヲ
ハ其上ヲウルシニテ
ヌルヨシ壷井氏、傳セ
五番 鉢巻 白布 八尺五寸

六番弓懸
先右をさし次に左をさす
七番鎧直垂
先袴に左足をふミ入次に右足を

同前

ひとつむすびやう左も右も緒を中より二つにおりてさきの方をいれて通むすびにむすびてさきをみつぎにむすびいさゝ出るく見ゆるなり

或説に直垂の衣をハ袴の内へきこまず外へ出してきる事なり也。〻云不用之をへて上下あるものを右のごとくきるハおりのけとて略儀なり

八番脛巾

狩野物語に脚絆とあり同じ事なり

先左次に右をまく組ハつくかきに結ひてハ[illegible]むすびしてむすぶ也

九番
括

弱腰物佩之岩見也ひとつなる自由し申るへく
くさりさきなとよせく結をうこのきまもむすひて候まくと
三つくさりすしてきうまの前後の肉へおし入置

十番
髄當

先左次ニ右をあつる
結のむすひ様脛巾ニ
同し

十一番頬貫

先左次ニ右をはく
紐のむすひやう緒
結あてニ同し

十二番脇立

上のはかまのすそハくゝりのたるミある
やうニ下の袴の紐を前後へ引
まはし前ニ結花むすひに根ニて
かきよせむすひて何れもきらり
たるミなく如く

十三番手盃
同前

同前
同前

十四番鎧
同前

十七番
征矢
十八番

布衣着用次第十八番繪圖

貞丈自画

右着用次第此中に冑なき事ハ見えぬ冑を
出陣の日より旅行の間ハきさる事なるゆへの故也
冑ハ從者に持せて行也又ハ從者にきせて行も
行く是等の如く始ハきす後と云戰に臨て冑をハ
きる也頻當從怠なくとも戰に臨て用ゆる
されバ古代の物也着用此次第にハ入らず
又扇を引あはせの間にさしはさむ是又何の次第
さすと云定もなし　右ハ古代の軍装なり

後代之甲冑の製と実に紫衣して古実ハうしなへり
并甲文腰楯ハ義家朝臣の比よりハ作り来りて
し故右猶見聞の次第書入了

安永九年庚子五月吉日

伊勢平蔵貞丈書
于時六十四歳